

浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書に係る補正書の提出について

平成 18 年 11 月 22 日

平成 18 年 3 月 3 日、浜岡原子力発電所 4 号機でのプルサーマル実施に向けて、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、「浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書」を経済産業大臣に提出しました。
(平成 18 年 3 月 3 日 公表済み)

本日 (11 月 22 日) これまでの安全審査 (1) の状況を踏まえ、原子炉設置変更許可申請書に係る補正書を経済産業大臣に提出しました。

補正は、経済産業省による安全審査において、記載内容をより適切にするため、必要に応じて行われるものです。

主な補正の内容は次のとおりです。

(1) キャスク置場 (2) に一時保管する燃料輸送容器の明確化

使用済みのウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 (MOX 燃料) を輸送する容器は、当面、キャスク置場に保管することはないため、その旨を明確化しました。

(2) 記載の適正化

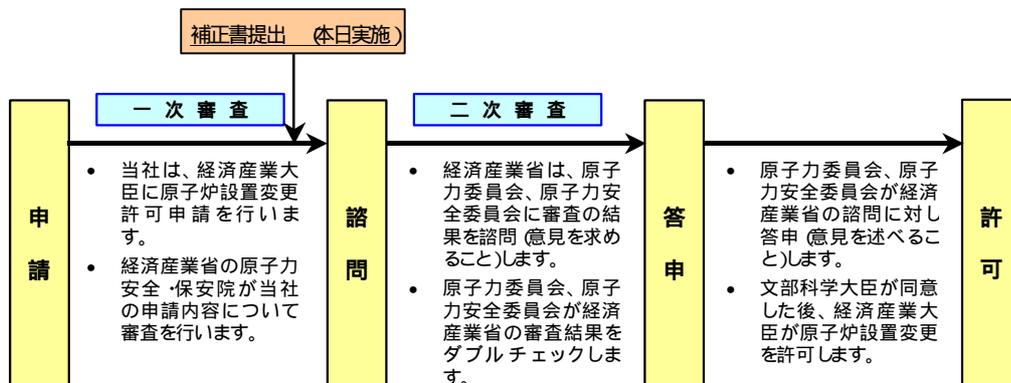
用語の使い方を整理しました。

(3) データの更新

ウランの確保量、組織図の表記、有資格者数等について、最新の状況に見直しました。

今後、今回提出した補正書も含め、国において、引き続き安全審査が行われます。

1 安全審査 (一次審査、二次審査) を含め、原子炉設置変更許可申請から許可までの流れは下図のとおりです。



2 キャスク置場は、使用済燃料を輸送するための容器 (キャスク) を、一時保管するための建物です。

以上